

委員会提出議案第 2 号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 3 月 30 日提出

議会運営委員会委員長 丹 羽 孝

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町部設置条例の一部が改正されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人

議会事務局の所管に属する事項

総務部の所管に属する事項

選挙管理委員会の所管に属する事項

固定資産評価審査委員会の所管に属する事項

地域協働部の所管に属する事項

まちづくり部の所管に属する事項

産業建設部の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

監査委員の所管に属する事項

会計管理者の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属さない事項

第3条第2号中「生涯教育部の所管に属する事項」の次に「町史編さん室の所管に属する事項」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第3条 常任委員会の名称、委員（以下「常任委員」という。）の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務建設常任委員会 委員定数 8人</u>  <u>議会事務局の所管に属する事項</u>  <u>総務部の所管に属する事項</u>  <u>選挙管理委員会の所管に属する事項</u>  <u>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</u>  <u>地域協働部の所管に属する事項</u>  <u>まちづくり部の所管に属する事項</u>  <u>産業建設部の所管に属する事項</u>  <u>農業委員会の所管に属する事項</u>  <u>監査委員の所管に属する事項</u>  <u>会計管理者の所管に属する事項</u>  <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人  健康福祉部の所管に属する事項  生涯教育部の所管に属する事項  <u>町史編さん室の所管に属する事項</u>  教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会広報常任委員会 委員定数 6人  議会広報の編集及び発行に関する事項</p>	<p>第3条 常任委員会の名称、委員（以下「常任委員」という。）の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務建設常任委員会 委員定数 8人</u>  <u>地域協働部の所管に属する事項</u>  <u>議会事務局の所管に属する事項</u>  <u>産業建設部の所管に属する事項</u>  <u>農業委員会の所管に属する事項</u>  <u>総務部の所管に属する事項</u>  <u>選挙管理委員会の所管に属する事項</u>  <u>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</u>  <u>監査委員の所管に属する事項</u>  <u>会計管理者の所管に属する事項</u>  <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人  健康福祉部の所管に属する事項  生涯教育部の所管に属する事項  教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会広報常任委員会 委員定数 6人  議会広報の編集及び発行に関する事項</p>